

○平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																		
別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード	別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード																																		
第1 (略)	第1 (略)																																		
第2 無線設備の名称コード	第2 無線設備の名称コード																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットC型</u></td> <td><u>IMC</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットF型</u></td> <td><u>IMF</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットM型</u></td> <td><u>IMM</u></td> </tr> <tr> <td><u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u></td> <td><u>NST</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>インマルサットC型</u>	<u>IMC</u>	<u>インマルサットF型</u>	<u>IMF</u>	<u>インマルサットM型</u>	<u>IMM</u>	<u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u>	<u>NST</u>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットC型</u></td> <td><u>IMC</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットD型</u></td> <td><u>IMD</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットF型</u></td> <td><u>IMF</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットM型</u></td> <td><u>IMM</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットミニM型</u></td> <td><u>IMMM</u></td> </tr> <tr> <td><u>インマルサットBGAN型</u></td> <td><u>IMBGAN</u></td> </tr> <tr> <td><u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u></td> <td><u>NST</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>インマルサットC型</u>	<u>IMC</u>	<u>インマルサットD型</u>	<u>IMD</u>	<u>インマルサットF型</u>	<u>IMF</u>	<u>インマルサットM型</u>	<u>IMM</u>	<u>インマルサットミニM型</u>	<u>IMMM</u>	<u>インマルサットBGAN型</u>	<u>IMBGAN</u>	<u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u>	<u>NST</u>	(略)	(略)
項 目	コード																																		
(略)	(略)																																		
<u>インマルサットC型</u>	<u>IMC</u>																																		
<u>インマルサットF型</u>	<u>IMF</u>																																		
<u>インマルサットM型</u>	<u>IMM</u>																																		
<u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u>	<u>NST</u>																																		
(略)	(略)																																		
項 目	コード																																		
(略)	(略)																																		
<u>インマルサットC型</u>	<u>IMC</u>																																		
<u>インマルサットD型</u>	<u>IMD</u>																																		
<u>インマルサットF型</u>	<u>IMF</u>																																		
<u>インマルサットM型</u>	<u>IMM</u>																																		
<u>インマルサットミニM型</u>	<u>IMMM</u>																																		
<u>インマルサットBGAN型</u>	<u>IMBGAN</u>																																		
<u>N-STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)</u>	<u>NST</u>																																		
(略)	(略)																																		
別表第十一号～別表第二十二号 (略)	別表第十一号～別表第二十二号 (略)																																		
別表第二十三号 無線設備の規格コード	別表第二十三号 無線設備の規格コード																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>IMBGAN</u></td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>IMGSPS</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>ESV</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMBGAN</u>	<u>設備規則第 49 条の 24 第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMGSPS</u>	設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u></td> <td><u>IMBGAN</u></td> </tr> <tr> <td>設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備</td> <td>ESV</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	コード	(略)	(略)	<u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMBGAN</u>	設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV																
項 目	コード																																		
(略)	(略)																																		
<u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMBGAN</u>																																		
<u>設備規則第 49 条の 24 第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMGSPS</u>																																		
設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV																																		
項 目	コード																																		
(略)	(略)																																		
<u>設備規則第 49 条の 24 第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備</u>	<u>IMBGAN</u>																																		
設備規則第 49 条の 24 の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV																																		

(略)

(略)

(略)

(略)

○平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>第一～第七（略）</p> <p>第八 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットGPS型 の無線設備</p> <p>一 一般的条件 第一の一の条件に適合すること。</p> <p>二 送信装置</p> <p>1 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、 それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択で きること。この場合において、許容偏差は、(一) 一・五デ シベルから(十) 一・五デシベルまでの範囲とする。</p>	<p>第一～第七（略）</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 922 598 981">区別</th> <th data-bbox="598 922 1128 981">等価等方輻射電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 981 598 1220">主として船舶に設置されるもの</td> <td data-bbox="598 981 1128 1220">(一) 七デシベルから(十) 九デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。）までの範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1220 598 1399">主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの</td> <td data-bbox="598 1220 1128 1399">(一) 五デシベルから(十) 一・一デシベルまでの範囲</td> </tr> </tbody> </table>	区別	等価等方輻射電力	主として船舶に設置されるもの	(一) 七デシベルから(十) 九デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。）までの範囲	主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	(一) 五デシベルから(十) 一・一デシベルまでの範囲	
区別	等価等方輻射電力						
主として船舶に設置されるもの	(一) 七デシベルから(十) 九デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。）までの範囲						
主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	(一) 五デシベルから(十) 一・一デシベルまでの範囲						

その他のもの	(一) 七デシベルから (十) 五デシベルまでの範囲
--------	----------------------------

2) 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
九 kHz 以上五〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八五デシベル以下
五〇 MHz 以上五〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八五デシベル以下
五〇〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の三 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 八五デシベル以下
一、〇〇〇 MHz 以上一、五九六・五 MHz 未満	任意の三 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 七五デシベル以下
一、五九六・五 MHz 以上一、六〇六・五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 七五デシベル以下
一、六〇六・五 MHz 以上一、六一六・五 MHz 未満	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七五デシベル以下
一、六一六・五 MHz 以上一、六二二・五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 七五デシベル以下
一、六二二・五 MHz 以上	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均

1、六二四・五 MHz 未満	電力が (二) 七五デシベル以下
1、六二四・五 MHz 以上 1、六二六・五 MHz 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 未満の場合は任意の七・五 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 以上の場合は任意の二五 kHz 幅における平均電力が (二) 七五デシベル以下
1、六二六・五 MHz 以上 1、六六〇・五 MHz 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 未満の場合は任意の七・五 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 以上の場合は任意の二五 kHz 幅における平均電力が (二) 八四デシベル以下
1、六六〇・五 MHz 以上 1、六六二・五 MHz 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 未満の場合は任意の七・五 kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇 kHz 以上の場合は任意の二五 kHz 幅における平均電力が (二) 七五デシベル以下
1、六六二・五 MHz 以上 1、六六五・五 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 七五デシベル以下

1、665.5 MHz 以上	任意の100 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 75デシベル以下
1、670.5 MHz 未満	
1、670.5 MHz 以上	任意の300 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 75デシベル以下
1、680.5 MHz 未満	
1、680.5 MHz 以上	任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 75デシベル以下
1、690.5 MHz 未満	
1、690.5 MHz 以上	任意の3 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 75デシベル以下
11.75 GHz 未満	

三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、第八の二の二に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。

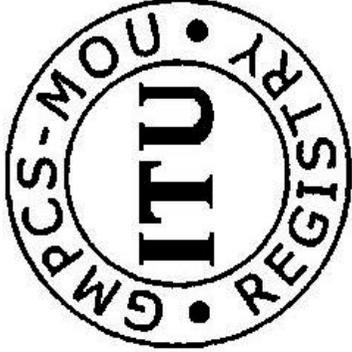
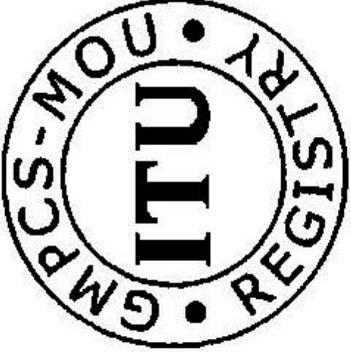
○平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件）新旧
 対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>携帯無線通信を行う陸上移動局、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>の陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、<u>人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの</u></p>	<p>携帯無線通信を行う陸上移動局又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備</p>

○平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号又は第四十九条の二十四第七項若しくは第八項に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>（表示）</p> 	<p>一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事實は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>（表示）</p> 

11 (略)

11 (略)

○平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>三 施行規則第三十二条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1 次に掲げる無線設備の操作</p> <p>(一)～(七)（略）</p> <p>(八) F-D電波四〇一・五九五MHz又はG-D電波四〇一・六二MHzから四〇一・六八MHzまでの周波数を使用して人工衛星局の中継により、物体の位置その他の情報を自動的に送信する実験試験局の無線設備</p> <p>(九)～(十二)（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 施行規則第三十二条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>1 次に掲げる無線設備の操作</p> <p>(一)～(七)（略）</p> <p>(八) G-D電波四〇一・六二MHzから四〇一・六八MHzまでの周波数を使用して人工衛星局の中継により、物体の位置その他の情報を自動的に送信する実験試験局の無線設備</p> <p>(九)～(十二)（略）</p> <p>2～6（略）</p>